

児童虐待の現状と対策の必要性



子どもの虹情報研修センター 研究部長
川崎 二三彦

地方議員の力が必要な虐待対策

皆さま、おはようございます。ご紹介していただきました、子どもの虹情報研修センターの川崎です。

といっても、子どもの虹情報研修センターについては、多分ほとんどの方がご存じないかと思いますので、まずは簡単にご説明した上で、今日のテーマに入っていきたいと思います。

子どもの虹情報研修センターは、日本虐待・思春期問題情報研修センターとも申しまして、厚生労働省と横浜市の援助のもと、ちょうど10年前に設立されました。センターは、児童相談所や児童福祉施設などに対する研修機能とともに、情報提供機能、専門相談機能、研究機能を備え、子どもと家庭をとりまく現状に根ざした実践的ニーズに対応し、子どもと家庭への援助力の向上を目指していますが、このような機関は日本ではここ1か所しかございません。

さて、10年前と申しますと、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）が制定されて2年後にあたりますが、センターが設立されたのは、児童虐待防止法第4条で、国の責務として「児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずる」と規定されたところに根拠があります。虐待対応というのはもともと非常に難しい問題であり、児童相談所や児童福祉施設職員などは、今現在も悩みながら試行錯誤を続けています。そういう中では、先進的な取り組みを発掘して全国に紹介したり、最新の知見を伝える場が必要となりますが、私ども子どもの虹情報研修センターは、その拠点として期

待されているとあってよいかと思えます。

ところで、私自身は児童相談所で30年以上勤務しておりました。そのため、住民の具体的な要望をふまえてお越しになった地方議員の皆さまと直接お話しさせていただく機会も度々ありました。その中で、地方議員の皆さまがもつれた糸をほぐすようなお仕事をしてくださったことを覚えています。皆さまの中にも、もしや直接児童相談所を訪ねられた方もおいでかもしれません。壇上から失礼かとは思いますが、この場を借りて、あらためてお礼を申し上げたいと思います。

それから、これはお願いになりますが、児童虐待の問題を突き詰めていきますと、児童相談所などが一つ一つの事例に対応するだけでは不足、やはり住民に対するさまざまな施策が必要になってきます。そこで、地方議員としてご活躍の皆さまのお力を貸してほしい、勝手ながら、そのように希望していますので、何とぞよろしく願いいたします。

深刻な児童虐待の現状

それでは、まず最初に、児童虐待の現状についてお話しさせていただきます。図1をご覧ください。

虐待対応件数というのは、統計をとり始めた平成2年度が1,101件でしたから、20年後となる平成22年度の56,384件（震災の影響で福島県を除く）というのは、実に50倍以上の急増となります。加えて、平成17年度から対応を始めた市町村の合計も同じように急増し、こちらはすでに6万件を大幅に超えています*。

これは一体なぜでしょうか。理由の第一は、やはり社会的な関心の高さに比例して、通告件数が増大したことだと思えます。平成16年

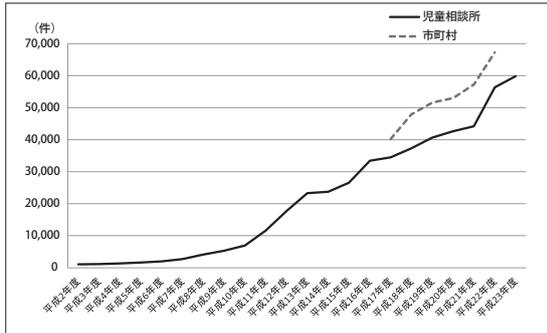


図1 児童虐待対応件数の推移

(注) 本研修会後、厚生省から平成23年度の児童相談所における虐待対応件数が発表された。それによると、平成23年度は59,862件(速報値)で過去最高となった。本図は、その数値も加えて作成している。

には中学3年の男児が極限のネグレクトにより意識不明の重体となって発覚した大阪・岸和田事件があり、平成22年の夏には、やはり大阪市で3歳と1歳の2人の幼児がマンションに置き去りにされて餓死するという事件が社会的な反響を呼びました。これらの事件の後には、通告件数も特に著しい伸びを示しています。児童虐待は家庭内の密室で行われますから、発見それ自体が難しいのですが、子どもの命が奪われるかもしれないという深刻な状況に気づかされた住民や関係機関の方々が、積極的に通告するようになったものと思います。それに、児童虐待防止法自体も、岸和田事件などを受けて、通告すべき範囲を拡大しました。すなわち、「児童虐待を受けた児童」を発見した場合の通告義務を「児童虐待を受けたと思われる児童」にまで広げました。要するに疑わしい場合は通告しなければならないと改めたのです。このような改正も通告件数を押し上げたものと思います。

児童虐待とは(1) -4つの種類

ところで、そもそも児童虐待とはどのようなことを言うのでしょうか。児童虐待防止法では4つの種類、すなわち身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育放棄)、心理的虐待に分けて定義をしていますので、それぞれについて簡単に説明いたします。図2は平成22年度に児童相談所が対応した虐待件数について、種類別に割合を示したものです。多い順に説明します。

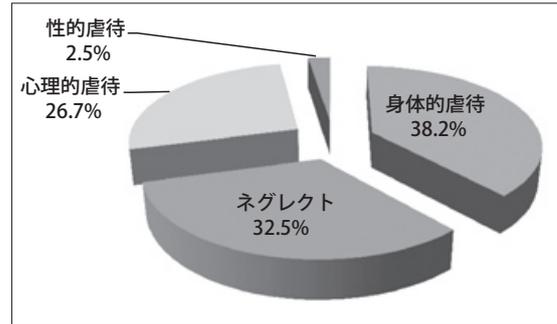


図2 虐待の4つの種類と割合

まずは「身体的虐待」です。これは、言うまでもなく暴力を振るうもので、児童虐待防止法では、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」と定義されています。簡単に言えば、体にあざができるような暴行というのは、明らかに児童虐待であると考えられます。

次にネグレクト(養育放棄)ですが、先ほど申しました大阪市の2幼児放置死事件などは、子どもの命が奪われるまで面倒を見なかったわけですから究極のネグレクト、養育放棄になると思います。ネグレクトは、そのほかにも、「適切な食事を与えない」「下着など長期間ひどく不潔なままにする」「極端に不潔な環境の中で生活をさせる」などがありますが、厚生労働省が出している「子ども虐待対応の手引き」には「親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果である」とされていますから、注意が必要です。

それから「心理的虐待」。これはなかなか見えにくいと思われそうですが、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」などがそれにあたります。

特に注目されるのは、児童虐待防止法の第1次改正で付け加えられた、いわゆるDV目撃です。夫が妻を殴る、それを子どもが見ているような状態も、心理的虐待にあたりとされたわけです。

「性的虐待」というのは、「児童にわいせつ

な行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」ですが、割合からすると、それほど多くありません。けれども、最も表に現れにくい、発見が難しいのが性的虐待であるとも言えますから、実際にはもっと多くの虐待が隠れていると思われます。最近では、幼い子どもの写真を撮ってインターネットで売る、それも注文する側の要求に沿ってさまざまなポーズをとらせて写し、小遣い稼ぎをするような母親が現れてきました。もちろん逮捕されていますが、これも明らかな性的虐待です。虐待対策を進めていくと最後に残るのが性的虐待であると言われています。我が国でも、今後ますます大きな問題になるのではないかと思います。

児童虐待とは(2)－特殊な人権侵害

さて、児童虐待には4つの種類があると申しましたが、今度は別の角度から、虐待とは何かについて考えてみたいと思います。

児童虐待防止法の第1条を見ますと、この法律の目的が、次のように記されています。

「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」

児童虐待防止法は、議員立法ですので、与野党が全会一致で可決・成立させました。実は、児童虐待を「人権の著しい侵害」と明記したのは、第1次改正においてですが、このときも全会一致で決めています。

それでは、いったい誰が人権を侵害するのかという点について考えていきたいと思えます。私は先ほど、児童虐待防止法では4種類の虐待を定義していると申しましたが、実は、虐待の加害者については、次のように規定し

ているのです。すなわち、

「この法律において、『児童虐待』とは、保護者とその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう」

「次に掲げる行為」というのは先の4種類のことですが、それはともかく、児童虐待防止法でいうところの児童虐待の加害者は、今見たとおり、すべて「保護者」なんです。この点を捉えて、私は常々、児童虐待というのは「特殊な人権侵害」だと言っています。そして、この点にこそ虐待問題の難しさの本質があると思っています。

考えてみましょう。仮に自分の子どもがいじめに遭って重大な被害を受けたとか、学校で大変な差別的扱いをされたといった場合、その保護者はどうするでしょうか。「こんなことは許せない」ということで声を上げ、場合によっては学校や教育委員会に抗議したり、それでも解決しなければ、裁判所に訴えるということだってあります。つまり、子どもの人権が侵害されているとき、人権侵害から最も強く子どもを守ろうとするのは、何よりもまず保護者なんです。

翻って児童虐待について見ていきますと、人権侵害から真っ先に子どもを守るはずの当の保護者が、自ら人権を侵害しているということになります。いかがでしょう、ここに児童虐待への対応における非常に大きな困難が生じるということが、おわかりいただけるのではないのでしょうか。この点はもう、日本だけのことではなくて、どこの国でも悩ましい問題となっています。

在宅での援助か親子分離か

例えば通り魔事件があって子どもが被害を受けた場合、その後の心のケアだとかは必要かもしれませんが、加害者が逮捕されて身辺から切り離されれば、とりあえずは一段落します。ところが児童虐待だと、人権侵害だからといって、単純に加害者を子どもから遠ざけるというわけにはいきません。というのも、加害者は一方で人権侵害行為を行いつつ、他方では、日々その子の養育を行っているから

です。ではそのまま一緒に暮らせるのかというと、何しろ家庭内で同居しているわけですから、虐待はいつでも、また人知れず行うことが可能です。だから、切り離すのも難しい、そこに置いておくのも難しい。

虐待対応における諸外国の状況を見ると、「分離すべきだ」「いや、分離はなるべくしないほうがよい」という2つの考えの中で試行錯誤が繰り返され、方針が振り子のように絶えず揺れ動いてきた歴史があります。

さて、我が国の動向を見てみましょう。昨年には民法等の一部改正が行われ、本年4月から施行されました。そこでは、従来「親権喪失」しかなかったところへ、新しく「親権の一時停止」という制度が導入されました。これは、2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする制度ですが、いかに虐待をしていても、やはり親ですので、一挙に親権を喪失させるだけの制度では不十分ということで、期限を区切って親権を停止し、一定の改善をふまえた上で、あらためて親権を復活させるということにしたものです。

とはいえ、児童虐待防止法第4条には、国や地方公共団体の責務として、「児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行う」といった条文がすでにありました。子どもの安全を確保するため、虐待している保護者から分離し、その後、親子の再統合を図るよう求めているわけです。ただし、この点は実際には非常に難しい取り組みです。なぜかと言うと、児童相談所が安全を第一に考えて子どもを保護しますと、保護者は激しく抵抗しますし、児童相談所に対して強い敵意を感じることも珍しくありません。そのような厳しい対立状況にある中で、今度は一転して「親子が一緒に暮らせるために努力しましょう」と働きかけるわけですから、保護者はとても素直には応じられない。そういうことが児童虐待問題への対応の中では常に生じるということ、ご承知していただければと思います。

加害者の6割は実母

ところで、図3を見てください。

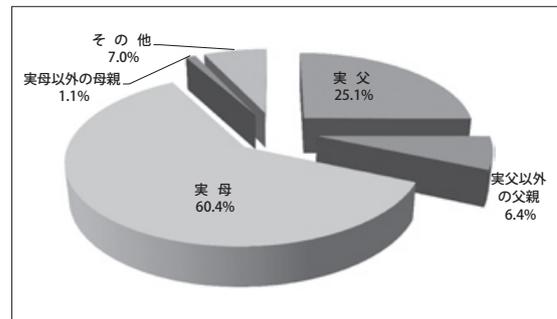


図3 主たる虐待者 (平成22年度児童相談所対応件数)

これは、平成22年度(2010年度)の児童相談所における主たる虐待者別対応件数です。これを見ますと、圧倒的に多いのは実母です。6割を超えています、その割合は、10年間を通して見てもほとんど変わりません。では、なぜ実母がこれほど多いのか。

最近のデータで、面白いものを見つけました。ベネッセ次世代育成研究所が昨年12月に発表した「結婚生活、愛情関係」という調査です。そこでは、「夫といると本当に愛していると実感する妻」「妻といると本当に愛していると実感する夫」について調べていました。妊娠期と0歳、1歳、2歳の時期的変化を追ったものですが、図4がそれです。

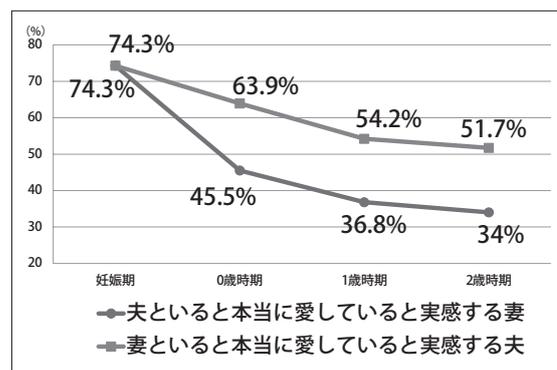


図4 結婚生活、愛情関係

ベネッセ次世代育成研究所『第1回妊娠出産子育て基本調査・フォローアップ調査(妊娠期～2歳児期)』を基に筆者作成

子どもを妊娠しているときには、その割合は夫婦とも74.3%と見事に一致しています。ところが、出産を経て子どもが成長するにたが、妻のほうの低下率が非常に大きい。夫はうかうかしてられませんね。それはともかく、どうしてこんなことになるのか、ベ

ネッセは、それを考えるヒントになる調査もしていました。「次のようなことについて、あなたはどのくらいなさっていますか」という設問で、尋ねているのは「炊事」と「子どもとの遊び」です。これを見ますと、いずれも妻の9割以上が「ほとんど毎日する」と回答しているのに対し、夫は「ほとんどしない」割合が、炊事では3割以上、「子どもとの遊び」も2割から3割になっていて、いずれも子どもの年齢が上がるにつれて比率が増していきます。要するに、子どもが生まれてくると、家事・育児すべて妻が一身に担っているということですね。これでは妻も愛情を感じるどころじゃないということではないでしょうか。

そうなりますと、母親のストレスは増す一方で、なかには子どもにあたり散らしたり、虐待にまで至ってしまうことにもなりかねません。ただし、一方的に夫を非難することはできないと、私は思っています。というのは、子育て中の父親であっても、その多くは家族団らんの時間帯には帰宅できないという調査結果もあるからです。簡単に言えば、子どもを虐待するほど子どもと接する時間もないという笑えない実情がある。

これらを考えますと、子どもの虐待を防ぐには、単に児童相談所等が個々の家庭に対して援助するだけではなくて、家庭生活、特に母子に対する支援の施策を強めるとか、夫が早く帰って来られるような社会を築く、これは労働問題なんかも関係するかもしれませんが、児童福祉の枠を越えた施策が求められているのではないかと感じます。

虐待死亡事例

ところで、児童虐待の問題では、件数が急増しているという問題と同時に、最も深刻な虐待である死亡事例についても、きちんと考えなければなりません。それらの両方から課題を浮かび上がらせ、防止策を立てていくことで初めて虐待対策は進むと思いますし、児童虐待防止法施行後の動向を見ると、むしろ深刻な死亡事例が法改正の動きを左右してきた感もあります。そこでここからは、虐待に

よる死亡事例の検証についてお話をさせていただきます。

国では、自治体などを通じて死亡事例の調査を行っていますが、私も国の検証委員を務めていますので、その検証報告から実態を紹介したいと思います。

現在、第1次から第7次までの報告書が出されていますが、児童虐待防止法が施行された平成12年（2000年）11月20日から第7次報告（平成22年3月末）までに、虐待によって亡くなった子どもの数を計算してみますと、実に780人（その後出された第8次報告の98人を加えると878人）に上ります。

少し解説を加えておきますと、虐待の態様では、身体的虐待とネグレクトの2種類にほぼ限られます。その中で、ネグレクト事例について補足しますと、大阪市2幼児放置死事件に象徴されるような衰弱死だけでなく、パチンコに熱中している間に車に放置していた乳児が死亡したり、幼児だけに留守番をさせていて火事で焼死した事例なども、毎年出現しています。「これらも虐待なのか？」という疑問もあるかと思いますが、親の不注意や怠慢で子どもが死亡するのですから、子どもの立場に立てば、厚生労働省の手引きのとおり、これらも虐待死と言わざるを得ません。

0歳児の死亡

さて、図5は、第7次報告で報告された虐待死（「親子心中」を除く）について、年齢別に示したものです。

ご覧になればわかるように、0歳児が4割を超えていて最多です。実はこの傾向は第1次報告から共通していて、1～7次を通して44%を占めています。そこで、0歳児の死亡をさらに細かく分析してみますと、0歳の中でも0か月児が半分近くを占めており（1～7次を通じて45%）、さらに、この0か月児に占める0日児、すなわち出産直後に死亡している子どもの割合が、実に87%に上っています。

では、どうしてこのような出産直後の虐待死、嬰兒殺が多いのでしょうか。図6を見て

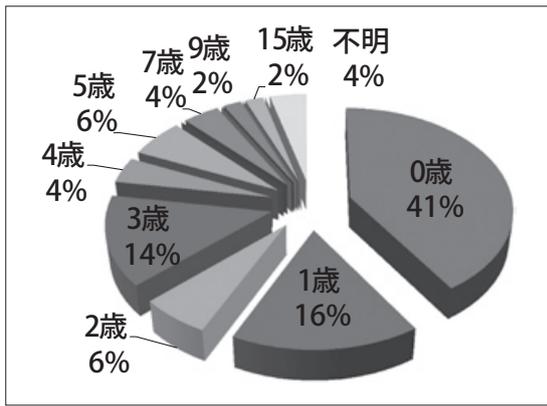


図5 死亡した子どもの年齢 (心中を除く虐待死)

ください。これは第7次報告における「加害の動機」を3歳未満と3歳以上に分けて示したのですが、3歳未満では、「子どもの存在の拒否」が最も多くなっています。個々の事例にはそれぞれ個別的な事情があるかと思いますが、我が国は今、大変な少子化社会ですから、本当に安心して子どもが産める社会をつくる、そういうことが課題として浮かび上がってくるのではないかと思います。

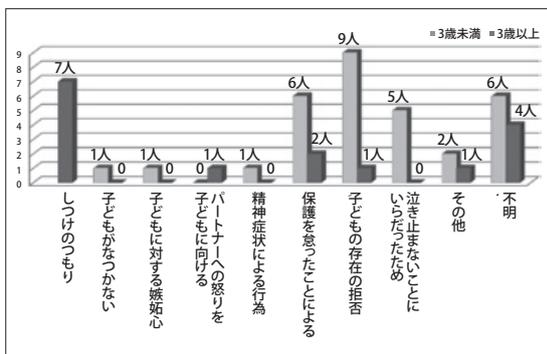


図6 加害の動機

なお、厚生労働省は、こうした結果を前にして、第7次報告の公表と同時期に、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」といった通知を出して、注意を喚起しています。

しつけのつもり

次に、図6に戻って3歳以上の加害の動機を見てみましょう。「しつけのつもり」というのが最も多くなっています。そこで、しつけと虐待について考えてみたいと思います。

まずしつけについて。おそらく99%の人は「しつけ」は必要だとお考えではないでしょう

か。ところで「虐待」は、児童虐待防止法第3条で明確に禁じられています。一方は必要なものであり、他方は禁じられているわけですから、正反対だと言っていいでしょう。では、なぜ正反対のものが理由となって死亡にまで至るような虐待が行われてしまうのか。なぜしつけと虐待の区別がつかなくなるのか。

そこには実は理由があります。その鍵となるのが「体罰」なんです。体罰は繰り返すうちに容易に虐待にまで至ってしまいます。ところが一方、「体罰」は親権の一つの「懲戒権」の一部として、ある程度認められているんです。現にかつての国会では、法務省の民事局長が、体罰も一部認められると発言したこともありますから。そのため、体罰がしつけなのか虐待なのか、非常にわかりにくいという実情があります。

ただし、この点については、最近法改正がありました。先にも少し申しました民法の一部改正がそれです。政府広報では、「親権が子どもの利益のために行われるべきであることは、多くの人が当然のことと考えていることでしょう。しかし、民法にはそれを明確に示す規定がなかったため、親権が子どもに対する親の支配権のように誤解され、親権の濫用による児童虐待にもつながっています。そこで、今回の改正では、親権が子どもの利益のために行われることを改めて明確にするため、民法の親権の規定の中に、『子の利益のために』という文言が追加されました」と説明されていました。懲戒権に関しても、あくまでも「子の利益」の範囲内でなされるべきことが明示されました。角度を変えれば、体罰に対しては、以前よりも厳しい見方がなされるようになったと言えますので、皆さまも、この点について、是非ご承知いただければと思います。

関係機関の関与

さて、ここからは、死亡事例に対する各種の援助機関の関与状況について見ていきます。図7をご覧ください。

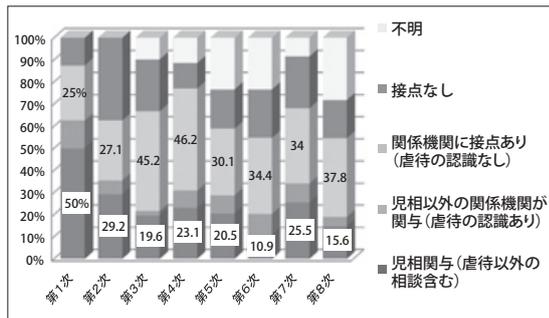


図7 関係機関の関与状況

最初に児童相談所の関与状況を見てみますと、第1次報告ではちょうど5割でしたが、その後の傾向としては、次第にその割合が減っていると見てよいかと思います。私どものセンターでは毎年、前期と後期に分けて新任の児童相談所長研修を行っていますが、新任所長がまず心がけることは、とにかく自分の管内から虐待死を出さないことです。所長は常に危機意識を持って業務にあたられていますから、関与事例の割合も減少傾向を示しているのではないかと考えています。

さて、この図で注目したい点は、「関係機関に接点があるが、虐待の認識がない」という部分です。第1、2次報告を除き、常に全体の3～4割を占めていますから、虐待の問題というのはやはり見えにくい、認識するのが難しいということがわかります。また、「接点なし」というのもコンスタントに見られます。先ほど申した出産直後の殺害などは、おそらくここに該当するかと思いますが、それらも含めて、死亡事例でさえ事前に虐待通告がなされていたものは非常に少ないわけです。その意味でも、周りの人が虐待のおそれを感じた場合には、積極的に通告し、援助することが必要ではないかと思っています。

児童相談所の実情

以上、死亡事例の現状についてお話ししましたが、では最前線で虐待に対応する児童相談所が、今どんな状態になっているのかということをお話しします。

児童相談所は原則的に都道府県の機関ですが、公務員の削減が続く中、例外的に職員数が増えている希有な職場です。とはいえ、率

直に申せば、虐待対応件数の急増に、児童相談所のソーシャルワーカーである児童福祉司等の増加は全く追いついていません。死亡事例が発生した児童相談所について検証すると、そこでは児童福祉司が膨大な件数を抱えていて一つ一つ丁寧にやれなかった、人手不足が深刻だったという結果がしばしば報告されています。この点は国のほうも認識しており、従来、1人の児童福祉司が受け持つ担当区域を、児童福祉法施行令において「保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万までを標準として定めるものとする」としていたところを、本年4月1日からは、「人口おおむね4万から7万」へと改善しました。相談援助活動というのは、人と人との関係ですから、相談を受ける側に心の余裕があり、丁寧に対応できるということがなければ、なかなかいい援助はできません。議員の皆さま方も、こういう厳しい状況があることをご理解いただき、児童相談所はもとより、平成16年児童福祉法改正で虐待対応を行うこととなった市区町村の児童家庭相談窓口などの充実にご尽力いただければ、大変嬉しく思います。

虐待はなぜ起こるのか

最後に、児童虐待はなぜ起こるのかということについて、あらためて考えてみたいと思います。大きく言って、4つの要素が重なり合うと、虐待のリスクが高まると言われています。以下では、「21世紀初頭における母子保健の国民運動計画『健やか親子21』検討会報告書」(2000年11月)の記載に基づいて、順次説明していきます。

皆さまは、「世代間連鎖」といった言葉を耳にしたことはないでしょうか。虐待されて育った人が親になると、自分もその子どもを虐待してしまうといった形で使われる言葉ですが、「健やか親子21」では、第1の要素として「多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかった」という点を挙げています。

もちろん、虐待された人がすべて自分の子どもを虐待するというものではありません。

立派に子育てをしている人はいますし、むしろそのような人のほうが多いのではないかと思います。ただ、過去の問題を解決できずに引きずっていたりすると、自分に自信が持てなかったり、子育てのモデルがなくて悩んでしまうことも生じ得ますから、やはり虐待のリスクになります。

第2の要素として挙げられるのは、「生活にストレス（経済不安や夫婦不和や育児負担など）が積み重なって危機的状況にある」ということです。

最近では、「子どもの貧困」という問題がクローズアップされていますけれども、生活が非常に苦しい、あるいは夫婦仲が悪くていつもトラブルが絶えない、あるいは育児ストレスが限界に達しているといった状態になりますと、もはや子育てを楽しむどころではなく、自分のイライラを子どもにぶつけてしまいかねません。これが第2の要素です。

考えてみますと、虐待の問題というのは、先ほど述べた「過去の問題」と「今現在のストレス」、この2つが折り重なるようにして、両方から攻めてくる中で発生するという事ではないかと思えます。過去と現在の両方から責め立てられて、もう自分の感情が爆発してしまう。

ところで、そんな危機的な状況に陥った親御さんは、おそらくは誰かにSOSを発して救いの手を求めたくなるのではないのでしょうか。その点が、虐待発生の第3の要素と関係してきます。「健やか親子21」は、次のように述べています。

「社会的に孤立化し、援助者がいない」

最も援助を必要としているはずの人に援助の手が届かないわけですから、これはやはり深刻さから脱する道がふさがれたに等しいのではないのでしょうか。私もたくさんの虐待事例を見てきましたが、親戚との関係も断絶し、ご近所とは全く交流がない、さらには、せっかく手助けしようと働きかける援助機関に対して強く拒絶するというような方々をしばしば目の当たりにしました。ですから、「孤立」というのは、児童虐待を理解し、援助してい

く上で、重要なキーワードになるのではないかと考えています。

さて、最後の要素は、「親にとって意に沿わない子（望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子など）」です。

最近社会的に話題になったことの一つに、「こうのとりのゆりかご」、いわゆる赤ちゃんポストがあります。生まれたばかりの嬰兒が捨てられ、死亡したという事件を目の当たりにした熊本県の慈恵病院の院長が、やむにやまれず設置したのですが、匿名で赤ちゃんを預けることができるしくみです。子どもが預けられると、すぐに看護師さんなどが駆けつけて子どもの安全を確保し、児童相談所に相談するわけですが、開設以来たくさん子どもが預けられました。これらの多くは、望まぬ妊娠です。虐待死亡事例の検証でも、「望まぬ妊娠」は高いリスクだと言われています。

第4の要素には、そのほか「育てにくい子」なども例示されていますが、病弱であったり多動で落ち着かなかったりすると、親のストレスはさらに高まりますから、こうした事情は、自分にとって意に沿わない子として、先に挙げた3つの要素とも絡んで、虐待のリスクを高くします。

私たちの課題

最後に、このような児童虐待に対して、私たちはどのように取り組めばいいのかについて申し上げ、私の話を終えたいと思います。

図8をご覧ください。

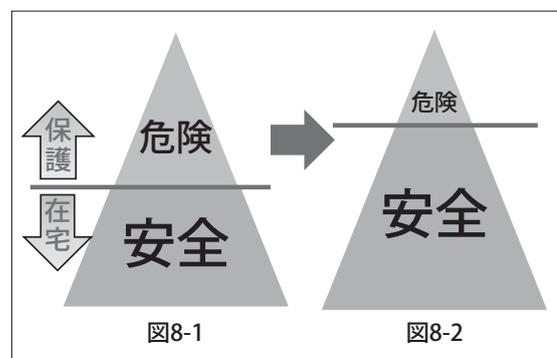


図8 保護か在宅か

これは虐待された子どもが在宅で生活した場合、安全か否かを示したものです。かなり

単純化していますが、安全であると判断できれば、いかに虐待されていたとしても、やはり親子一緒に生活を維持した上で援助しなければなりません。しかし、それでは危険だといふのであれば、保護者の意向がどうであれ、まずは子どもの安全を確保するため、分離・保護しなければなりません。これらは児童相談所の重要な役割になっています。ですから、児童相談所はそのための正確な判断を行うために労力を注ぎ込んできました。また、マスコミなどは、児童相談所が判断を誤って子どもを保護せず、重大な事態に至った場合には、児童相談所を厳しく批判してきました。

ところで、これからの虐待対策を考えると、児童相談所が正しく判断するか否かもさることながら、むしろ本当に力を注ぐべきことというのは、三角形そのものの形を変えることではないかと考えています。図で説明しますと、図8-1から図8-2へ移行させるということであり、そのための施策を充実させるということです。

図8-2への移行という場合、私は2つの側面があると思っています。具体的に言いますと、まず何よりも、個々の家族、個々の家庭生活において安全な部分を増やしていくということです。安全な部分が増えれば、分離・保護していたラインが必然的に変化し、保護者から離れなければならない子どもも少なくなります。

同時に、この図は社会全体としてのあり方をも示したつもりです。すなわち、私たちの社会から虐待の危険性がある家庭を減らし、安全な生活を送ることのできる家庭を増やしていく、つまりは虐待そのものを減らしていくということです。本当はこちらを重視して取り組む必要があるのではないかと、私は考えています。

では、そのためには何が必要でしょうか。これも単純化して言えば、先ほど申し上げました虐待の発生要因を取り除くということになろうかと思っています。

そこで、あらためて4つの要素について考えてみます。

第1の要素として、「子ども時代に大人から愛情を受けていなかった」という問題がありました。これは過去の問題です。過去に虐待されたことはもはや変えられないので、いかんともし難いと思われるかもしれませんが、この問題の中心は、それが今に至るまで癒されずに残り、親になっても尾を引いているというところにあります。ですから、「大変だったんですね」「あなたは頑張ってきたんですね」「虐待されたのは、決してあなたが悪かったからではないんですよ」といった形で、今からでもその克服に取り組むことは可能です。過去の事実は変えられなくても、それをケアすることについては遅すぎるといえることはありません。今からでも間に合います。なお、これはやはり臨床的な課題だと思います。心理治療なども含めて、中心的には援助機関、専門機関に携わる人の仕事になろうかと思えます。

次に、「生活にストレスが積み重なって危機的状況にある」という問題がありました。この点になってくると、先の第1の要素と違って、児童相談所のような援助機関だけで解決できるとは限りません。子どもの貧困問題とか、育児負担を軽減するといった課題、さらには、先に申しました労働問題なども含めて広範囲にわたる行政施策の問題であり、政治の課題であると言ってもいいのではないのでしょうか。こうした諸施策が充実し、有効に働けば、虐待件数は減っていくと、私は期待しています。

そして第3の要素は、「社会的に孤立化し、援助者がいない」ということでした。この点を考えていきますと、もちろん、行政機関や援助機関などが丁寧に援助の手を差し伸べることの必要性は強調してよいと思いますが、そうした援助機関や政治の課題だけにとどまらず、地域社会の連帯、さらに言えば私たちの社会のありようそのものが問われていると思います。

先ほど申しました大阪の2幼児放置死事件では、当のマンションに住んでいた人たちが、すぐ隣でショッキングな出来事が起こったと

いうことで、「これではいけない」と話し合い、「やっぱり日頃から交流をしましょうよ」ということになって、毎月定期的に集まりを持つようになったと報道されています。そして、事件の1年後には、亡くなった子どもたちの名前を書いた鎮魂の歌をつくってライブハウスでコンサートを開き、マンション住民も参加したと聞いています。住民自らが、自分たちの地域環境を見直し、近隣との交流を活発化させるなどして、社会のあり方を変えようとしているわけです。これは、このマンション住民だけでなく、私たち一人一人が考えるべき大きな課題だと思います。

そして第4の要素は、「親にとって意に沿わない子」でした。先ほどは、望まぬ妊娠について説明しましたが、意に沿わないという理由について最近感じることは、子どもが正常に発達していても、保護者の中には意に沿わないと感じてしまう場合があるということです。例えば、特に問題とすべきほどでもないのに、「ご飯を食べるのが遅い」と言って暴行し、死なせた例もありますし、いわゆる反抗期を迎えた子どもが「言うことを聞かない」と言って無理矢理従わせようとするなどの例です。後者だと、保健師さんに「反抗期ですね、自我が芽生えてきて自己主張するようになったんでしょう。よかったですね」などと言われたら、ああそういうものかなと思えて安心するかもしれません。でも、さっき申しましたように、周りから孤立していて、そういう情報も入ってこなければ、「この子はけしからん」「素直じゃない」と思い込み、それこそ「しつけ」だと称して暴力行為が始まるかもしれない。第4の要素も、実は先に挙げた要素と絡みながら虐待のリスクを高めることとなります。これは援助機関とどう繋ぐのかという問題でもあるでしょうし、あるいは地域で交流し、「いや、うちもそうだった」「私も、あの頃は困り果てていたんです」といったやりとりをすることで改善していくような問題であるかもしれません。

虐待発生のリスク要因、さらには解決の道筋というのは、このように絡み合っているわ

けですから、さまざまな角度から取り組みを強め、連携することが必要です。もちろん、具体的な援助は児童相談所や児童福祉施設の援助機関によってなされる必要がありますが、こと虐待に関しては、それだけでは足りない。多くの人が関心を持ち、ご近所づきあいのようなささやかなことから取り組んでいくこともすごく大切ですし、行政的な、また政治的な課題として取り上げ、具体的な施策を打ち出していくことも重要です。

*

児童虐待をしてしまう家族というのは、ある意味では社会の中の最も弱い人たちであり、最も援助を必要としている人たちです。ですから、虐待をなくしていくための取り組みは、実はその地域全体の子育てのレベルを底上げし、虐待している保護者や子どもにとどまらず、多くの住民にとっても住みよい社会をつくりだしていく力になると思います。その意味でも、皆さま方のお力を是非ともお借りしたい。最後に厚かましいお願いをしましたが、その趣旨をご理解いただければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)
 (本稿は、4月13日の講演内容を大幅に加筆・修正したものです)

* ただし、児童相談所と市町村の両者がともに対応している事例が少なからずあるため、両者の合計数が、我が国の児童虐待対応件数というわけではない。

著者略歴

川崎 二三彦 (かわさき・ふみひこ)

1951年岡山県生まれ。京都大学文学部哲学科卒業後、32年間児童相談所に勤務。心理判定員を経て児童福祉司。京都府宇治児童相談所相談判定課長等を経て2007年より現職。この間、厚生労働省「今後の児童家庭の相談体制のあり方に関する研究会」などの委員も務める。

現在は、長年の児童相談所での経験を基に、児童虐待に携わる職員等に対する研修を手がけるほか、各地で講演活動なども行っている。

主な著書に『虐待』（子どものソーシャルワークシリーズ）（1999年、明石書店）、『児童虐待』（2006年、岩波書店）、『いっしょに考える子ども虐待』（共著、2008年、明石書店）などがある。